

業務委託契約書（案）

公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下、「甲」という）と_____（以下、「乙」という）は、「広島 BOX～メイド・イン・ひろしまギャラリー～」令和7年度展示デザイン制作等業務（以下、「業務」という。）につき、下記条項承知のうえ契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲が委託し、乙が受託する業務は下記のとおりとする。

(1) 業務内容 添付の業務仕様書（以下、「仕様書」という）記載のとおりとする。

(2) 期間 契約期間は以下のとおりとする。

開始期日 令和7年1月____日

終了期日 令和7年3月31日

（委託料）

第2条 業務に要する委託料の額は下記のとおりとする。

委託料_____円（本体価格_____円 消費税_____円）

（業務完了義務）

第3条 乙は、仕様書の記載にしたがって適正に業務を遂行し、期間内にこれらを完了させるものとする。

（仕様書の解釈）

第4条 仕様書に定めのない事項または仕様書の記載事項の解釈について疑義が生じた場合、甲・乙誠意をもって協議し解決するものとする。

（安全の確保、環境保全等）

第5条 乙は、業務の実施にあたっては、労働安全衛生法その他当該業務に関する各法令を遵守し、安全確保・環境保全に努め、甲および第三者に迷惑をかけないよう措置を講ずるものとする。

（業務実施内容の変更）

第6条 甲は、甲の都合により、業務内容、期間の変更を行うことができる。

2 乙は、天災地変その他不可抗力により契約期間内に業務を完了することができない場合は、期間の変更を求めることができる。この場合、その変更について甲・乙協議する。

（検査等）

第7条 業務が完了したときは、乙は甲に報告のうえ、甲の仕様書の記載に基づいて所定の検査もしくは業務完了の確認を受けるものとする。

2 前項の検査もしくは確認に合格しなかったときは、乙は甲の指示に従い、その指示する日までに必要な修正を乙の費用で行い、あらためて所定の検査もしくは確認を受けるものとする。

3 前1項、2項の検査もしくは確認に合格したとき、乙は業務の目的物を甲に引渡したものとする。

（保守委託料の支払）

第8条 第2条記載の委託料は、業務完了（第7条第3項の検査合格）後、乙の請求に基づき、請求を受けた日から30日以内に支払う。

（委託料の変更）

第9条 第6条第1項の規定により業務内容、期間を変更した場合は、委託料の変更に関して甲・乙協議して定めるものとする。

2 前項の規定は、業務内容または期間の変更が軽微なものである場合は、これを適用しないものとする。

（所有権の帰属）

第10条 業務の成果である目的物の所有権は業務の進捗に従い、その時々状態のまま甲に帰属す

るものとする。ただし、第7条第3項の規定による引渡しを完了するまでの目的物の保管管理費用、危険負担は、乙が負うものとする。

(瑕疵担保責任)

第11条 業務の目的物に瑕疵がある場合は、第7条の所定の検査もしくは業務完了の確認に合格した場合であっても、乙は瑕疵に対し担保責任を免れないものとする。

(損害賠償)

第12条 甲又は乙は、相手方に損害を与えた場合は、契約締結をした保守料金を限度として、相手方に現実に生じた通常損害を賠償するものとする。ただし、本契約で特に定める場合は除くものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙に次の各号のいずれかにあたる事由があるとき、この契約を解除できるものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく、開始時期を経過しても業務に着手しない場合。
- (2) 乙が正当な理由なく、業務打切りまたは相当期間業務を中止した場合。
- (3) 乙の責に帰すべき事由により、期間内に業務を完了することが不可能または著しく困難になったと甲に認定された場合。
- (4) 乙の資格に異動を生じ、業務を続行する能力がないと認められる場合または破産等のおそれがある場合。
- (5) 前各号のほか、乙がこの契約の各条項を遵守せずまたはこれに違反し、もしくは誠実に契約を履行する意志がないと認められる場合。

2 乙は、甲に次の各号のいずれかにあたる事由があるとき、この契約の解除を申し出ることができるものとする。

- (1) 甲の責に帰すべき事由により、業務を完了することが不可能になった場合。
- (2) 甲の都合により、開始時期を経過しても業務の開始に見通しが長期にわたってたたない場合、もしくは甲の都合により中止された業務の再開見通しが長期にわたってたたない場合。
- (3) 前各号のほか、乙において解除すべき正当な理由がある場合。

3 甲は、前項の申し出を受けた場合、乙と協議し契約を解除することがある。

(反社会的勢力の排除)

第14条 甲及び乙は、現在および将来にわたって、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し確約する。甲及び乙は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又は暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下、反社会的勢力という）でないことを証明する。

2 甲及び乙は、次の各号に定める事項を行わないものとする。

- (1) 反社会的勢力を利用すること
- (2) 資金又は便宜の提供等の行為により反社会的勢力への関与すること
- (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (4) 自己又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言動を用いること

(契約解除の場合の取扱い)

第15条 第13条第1項により契約が解除され、甲が損害を受けた場合、もしくは第13条第2項により契約が解除され、乙が損害を受けた場合、その損害の補てんについて甲、乙協議するものとする。

(期間内の解約)

第16条 契約期間中に本契約を解約しようとするときは、甲または乙は1ヶ月前までに相手方に対して書面によりその予告をしなければならない。

2 契約期間中に本契約を解約しようとするときは、乙の責に帰すべき事由により本契約が終了した場合を除き、甲が乙に支払った委託料金は返還されない。ただし、双方協議の上、甲、乙が書面により合意した場合はその限りではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 乙は、この契約により生ずる権利または義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または他の権利の目的としてはならない。ただし、甲があらかじめ書面により承認した場合はこの限りでは

ない。

(情報の適正管理)

第18条 乙は、甲から提供された情報（以下個人情報を含む）を適正に管理し、情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等が生じないよう万全の対策を講じなければならない。

(機密の保持)

第19条 乙は、本業務の実施によって得られた情報を第三者に公開、開示してはならず、また業務遂行以外の目的で使用してはならない。

(情報の返還)

第20条 乙は、本業務が完了したときは、使用した情報等について、甲の指示に従い返却、抹消等の措置をとらなければならない。

(疑義の解明)

第21条 本書に定めのない事項または本書の記載事項の解釈について疑義が生じた場合、甲・乙誠意をもって協議し解決するものとする。

(合意管轄)

第22条 甲及び乙は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意し、紛争を解決するものとする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、各当事者記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和7年1月 日

甲
広島市中区千田町三丁目7番47号
公益財団法人 ひろしま産業振興機構
理事長 池田 晃治

乙